

京都市市税条例の一部を改正する条例（平成24年6月7日京都市条例第 3 号）（行
財政局税務部税制課）

東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財
源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律及び地方税法及び国有資産等所在市町村
交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）が公布されたことに伴い、
次のとおり必要な措置を講じることとしました。

1 個人の市民税

- (1) 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けよ
うとする場合の申告書の提出を不要とすることとします。（第28条関係）
- (2) 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書（以下「報告書」といいます。）を提
出する場合において、所得税に係る給与所得又は公的年金等の源泉徴収票の提出に
ついて、当該源泉徴収票に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用
して送付する方法又は光ディスク等を提出する方法によらなければならない者は、
当該報告書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用して送付する
方法又は光ディスク等を提出する方法のいずれかにより市長に提供しなければならないこととします。（第28条の4関係）
- (3) 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に係る均等割に限
り、現行の税率（3,000円）に500円を加算した額とすることとします。
（附則第27条関係）

2 固定資産税

下水道除害施設について課税標準をその価格に4分の3を参酌して3分の2以上6
分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とすることと
されたことに伴い、当該割合を4分の3（現行4分の3）と定めることとします。
（附則第7条関係）

3 その他

- (1) その他必要な規定の整備を行うこととします。
- (2) 上記1(1)及び(2)の改正は平成26年1月1日から、上記1(3)及び2の改正は公布
の日から施行することとします。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年6月7日

京都市長 門川大作

京都市条例第 3 号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第28条第1項第1号中「，寡婦（寡夫）控除額」を削る。

第28条の4に次の4項を加える。

- 5 第1項又は第3項の規定により給与支払報告書を提出する義務がある者で、当該給与支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第226条第1項に規定する源泉徴収票について同法第228条の4第1項の規定の適用を受けるものは、第1項又は第3項の規定にかかわらず、当該給与支払報告書に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（第7項において「給与支払報告書記載事項」という。）を法第317条の6第5項各号に掲げる方法のいずれかにより市長に提供しなければならない。
- 6 第4項の規定により公的年金等支払報告書を提出する義務がある者で、当該公的年金等支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第226条第3項に規定する源泉徴収票について同法第228条の4第1項の規定の適用を受けるものは、第4項の規定にかかわらず、当該公的年金等支払報告書に記載すべきものとされる同項に規定する事項（次項において「公的年金等支払報告書記載事項」という。）を法第317条の6第6項各号に掲げる方法のいずれかにより市長に提供しなければならない。
- 7 第1項、第3項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書（以下この条において「報告書」という。）を提出すべき者（前2項の規定の適用を受ける者を除く。）が、市長の承認を受けた場合又は第1項、第3項若しくは第4項の規定により提出すべき報告書の提出期限の属する年以前の各年のいずれかの年において前2項の規定に基づき給与支払報告書記載事項若しくは公的年金等支払報告書記載事項（以下この条において「記載事項」という。）を記録した光ディスク等（法第317条の6第5項第2号に規定する光ディスク等をいう。以下この条において同じ。）を提出した場合には、その者が提出すべき報告書の記載事項を記録した光ディスク等の提出をもって当該報告書の提出に代えることができる。
- 8 第5項又は第6項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われ

た光ディスク等の提出については、第1項、第3項又は第4項の規定により報告書の提出が行われたものとみなして、第28条第2項、この条第1項から第4項まで及び第32条の4第3項の規定を適用する。

第32条の6第2項中「第48条の9の8から第48条の9の10まで」を「第48条の9の9から第48条の9の11まで」に改める。

第32条の8の2第1項中「第48条の9の11第3項各号」を「第48条の9の12第3項各号」に改める。

第32条の8の4第2項中「第48条の9の12」を「第48条の9の13」に改める。

第37条の4第3項後段中「第48条の9の8から第48条の9の10まで」を「第48条の9の9から第48条の9の11まで」に改める。

附則第7条第1項中「、これらの規定に定める各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り」を削り、「定める額とする」を「規定するところによる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第7条第2項中「定める額とする」を「規定するところによる」に改める。

附則第27条を附則第28条とし、附則第26条の次に次の1条を加える。

(東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づく個人の市民税の均等割の税率の特例)
第27条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第25条の規定にかかわらず、同条に規定する額に500円を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、附則第7条の改正規定、附則第27条を附則第28条とし、附則第26条の次に1条を加える改正規定及び附則第3条の規定は、公布の日から施行する。

(市民税に関する規定の適用区分)

第2条 この条例による改正後の京都市市税条例（以下「改正後の条例」という。）第28条第1項第1号の規定は、平成26年度分の個人の市民税の申告から適用し、平成2

5年度分までの個人の市民税の申告については、なお従前の例による。

2 改正後の条例第28条の4第5項から第8項までの規定は、平成26年1月1日以後に提出すべき同条第7項に規定する報告書について適用する。

(その他の経過措置)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

(行財政局税務部税制課)